高知県木材加工流通施設整備事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 高知県木材加工流通施設整備事業費補助金交付要綱  第１条　（略）  第２条　　県は、間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図るため、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）、国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱第31に定める基金活用事業の実施に当たっての条件等について（平成28年1月20日付け27林整計第240号林野庁長官通知）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林整経第349号林野庁長官通知）に基づき、別表第１に掲げる事業主体が事業を行うために要する経費について、同表に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助するものとする。ただし、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。  第３条　（略）  第４条　（略）  ２　補助事業者は、前項の規定による書類の提出に当たって、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書等を添えて提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない者にあっては、その旨の申立書を添えて提出するものとする。  　　また、納税証明書の添付を省略する場合は、県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写しを提出するものとする。  第５条　（略）  第６条  １～２（２）　（略）  （３）完了予定期日の変更（予定の期間内に完了しない場合に限る。）  第７条～第14条　（略）  （附　則）  １　（略）  ２ この要綱は、令和６年５月３１日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第５条、第９条第３項及び第４項並びに第１３条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  附　則  この要綱は、令和５年４月18日から施行し、令和５年度事業から適用する。 | 高知県木材加工流通施設整備事業費補助金交付要綱  第１条　（略）  第２条　　県は、間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図るため、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、木材産業国際競争力強化対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）、木材産業国際競争力強化対策実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱第26に定める基金活用事業の実施に当たっての条件等について（平成28年1月20日付け27林整計第240号林野庁長官通知）、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政経政第892号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林整経第349号林野庁長官通知）に基づき、別表第１に掲げる事業主体が事業を行うために要する経費について、同表に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助するものとする。ただし、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。  第３条　（略）  第４条　（略）  ２　補助事業者は、前項の規定による書類の提出に当たって、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書等を添えて提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない者にあっては、その旨の申立書を添えて提出するものとする。  　（新設）  第５条　（略）  第６条  １～２（２）　（略）  （新設）  第７条～第14条　（略）  （附　則）  １　（略）  ２ この要綱は、令和５年５月３１日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第５条、第９条第３項及び第４項並びに第１３条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  （新設） |